

見直しましょう 重複受診・多剤投与



重複受診・多剤投与をしている方の健康保持増進及び健康被害の防止、また医療費適正化（削減）のために、次のいずれかの条件に該当する方に対し対策等を行っています。

<該当条件>

- ① 同一月に、同じ病名（類似傷病を含む）で「**3件以上**」受診している場合
- ② 同一月に、同じ医薬品（類似する場合を含む）を「**3件以上**」処方されている場合
- ③ 診療（処方）内容等について専門的な見地から、（所定の期間内において）必要投薬量を超える場合などの疑義がある場合

今後、上記のいずれかの条件に該当する方に対し「受診状況」等について照会等することがあります。

重複受診等をすることで？

身体に負担がかかります

複数の医療機関にかかり、それぞれから薬が処方され結果的に何種類もの薬を使用することになります。

薬には適切な量や飲み方があります。誤った使用や飲み合わせの悪い薬もあり危険です。

受診のたびに何度も検査や処置、投薬を行うので身体にも負担です。



負担額の増加につながります

医療費（共済組合負担分）は、皆さんの掛金と所属所からの負担金でまかなわれています。

そのため医療費が増えるほど、皆さんの負担額（掛金、負担金）がより必要となります。



医療費のムダ使いになります

複数の医療機関（調剤薬局）から、同じ効能の薬をもらうのはムダです。

処方されるまでには様々な料金がかかっています。

受診のたびに初診料等がかかり、より医療費が高額になります。



医療機関等を受診するとき、1人1人がルールやマナーを守ることで医療費の削減ができるうえに、医療現場の負担軽減にもなります。いざというときに、安心して医療を受けられるよう、適正受診に努めましょう。

適正な受診にご協力をお願いします